

文教委員会資料①

1 令和4年第3回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第66号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

資料2 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和4年6月1日)

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し<u>その児童</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）</u>に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し<u>その児童等</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(略) (職員)</p>	<p>(略) (職員)</p>
<p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士 (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護</p>	<p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士 (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護</p>

改正後	改正前
<p>職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第27条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法<u>附則第10条第1項</u>に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法<u>附則第27条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法<u>附則第3条第1項</u>に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法<u>附則第20条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第3項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条(後段を除く。)並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>			<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第3項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条(後段を除く。)並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)	第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の <u>児童</u> に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条		入所中の <u>児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)</u> に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を	法第47条

改正後			改正前		
				行う場合であつて、 懲戒するとき又は同 条	
	<u>その児童</u>	園児		<u>その児童等</u>	園児